

平成26年度印西市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時 平成27年1月9日（金）
午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所 印西市役所 庁舎別館1階 農業委員会会議室
- 3 出席者 鈴木由男委員、安達公宇委員、土井栄委員、早苗志津委員、大山実委員、板倉みちる委員、穴澤義典委員、坂倉俊之委員、松井勝敏委員
- 4 欠席者 篠田隆委員
- 5 市側出席者 市長
- 6 事務局 新井総務部長、五十嵐総務部参事、田口主幹、海老原主査、古山主任主事
- 7 傍聴者 1名
- 8 審議事項 教育委員会教育長の給料月額の改定について（諮問）
- 9 議事
- 事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます総務課田口と申します。どうぞよろしくお願いします。なお、会議録を調整する都合がございますので、録音をさせていただきます。予めご了承ください。
それでは、お手元の式次第に従いまして市長より、委員の皆様に委嘱書の交付をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので自席でご起立をお願いいたします。
(委嘱書の交付)
- 事務局 それでは、ここで新たに委嘱されました委員の皆様に、名簿の順で自己紹介をお願いしたいと思います。
(委員の自己紹介)
- 事務局 続きまして、担当職員の紹介をさせていただきます。
(担当職員自己紹介)
- 事務局 次に、会議次第の3 「会長及び副会長の互選」でございますが、印西市特別職報酬等審議会条例第5条により、会長及び副会長は委員の互選により定めると規定しております。
また、会長が会議の議長となりますが、会長の互選がされておりませんので、会長が決まるまでの間、事務局の総務部五十嵐参事が仮議長を務めさせていただきます。
- 仮議長 それでは、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます五十嵐と申します。よろしくお願いします。
会議次第の3 「会長及び副会長の互選について」でございますが、審議会条例の規定により、「審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから、委員の互選により定める。」としております。
まずは、会長の互選を行いたいと思いますが、どなたか推薦等はございま

すか。

委 員 前回、市長、副市長、市議会議員議員の報酬等の審議に参加させていただいたんですが、その時に会長を務められていた大山委員に会議をリードしていただきまして非常に見事だなと思いました。今回につきましても大山委員が適任であると思いますので会長に推薦いたします。

仮 議 長 ただいま大山委員というご推薦がありました、その他に推薦等はございませんか。

それでは大山様、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

委 員 わかりました。お引き受けいたします。

仮 議 長 それでは大山様に会長をお願いしたいと思います。

会長が選任されましたので、仮議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

事 務 局 再開いたします。

それでは、ただいま選任されました会長の大山様よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事 務 局 ありがとうございました。それでは審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、条例の規定により、議長を務めます。

ここで、議事に入る前に、会議の定足数を確認させていただきます。本日の委員の出席人数は、9名でございます。委員の半数以上の出席がございますので、印西市特別職報酬等審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。

続きまして、「副会長の互選について」でございますが、印西市特別職報酬等審議会条例の規定により、副会長を1名置くこととしております。どなたか推薦等ございましたらお願ひします。

委 員 穴澤委員が前回からご経験されているということですので、穴澤委員を推薦いたします。

議 長 ただいま穴澤委員というご推薦がありました、その他に推薦等はございませんか。

それでは穴澤委員、副会長をお願いできますか。

よろしくお願ひします。

議 長 それでは穴澤委員よろしくお願ひいたします。

ここで一旦議事の進行を事務局に戻しますのでよろしくお願ひします。

事 務 局 それでは、会議次第の4 諧問に入ります。諧問につきましては、審議会の代表でございます大山会長に板倉市長から、お渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(諧問)

事務局 続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

事務局 市長につきましては、公務がございますのでここで退席させていただきます。

(市長退席)

事務局 それでは、式次第の6 諮問事項の審議でございますが、会議の議長は、審議会条例の規定により、大山会長にお願いします。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、条例の規定によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

会議次第の6 諮問事項の審議に入る前に、「会議の運営方法について」事務局から説明をお願いします。

事務局 会議の運営方法について、ご説明いたします。資料につきましては本日お配りしました「会議の運営方法について」をご覧願います。

こちらは、会議の運営方法とお示ししていますが、当審議会の会議の情報公開に関する事項についての内容となっております。

「1. 会議の公開について」ですが、市民参加条例施行規則により審議会の会議は原則公開となっています。※印で「ただし、特段の理由があるものを除く。」となっておりますが、こちらは、法令や条例で会議を公開することができないとされている場合や情報公開条例に掲げる不開示情報について会議を行う場合などがございます。当審議会ではこのような情報は取り扱うことはございませんので会議を公開することとしております。

次に「2. 会議の傍聴について（傍聴人の定員の決定）」でございますが、市民参加条例施行規則では傍聴人の定員を定めることとしておりまして、最低でも5人以上確保するようその中で定められております。本日の会場は大きいことから10名分の傍聴席を設置していますが、会議室の状況によっては傍聴席の確保が難しいこともありますので、当審議会の定員につきましては最低5名以上とさせていただきたいと思います。

次に「3. 会議の傍聴について（傍聴要領の決定）」でございますが、資料の2枚目に案を付けさせていただいております。こちらの案は市民参加条例施行規則で示されている傍聴要領の例を使用しております。

次に「4. 会議録の作成方法」でございますが、こちらの筆記方法につきましては「要約筆記（全部筆記に近い形）」となっておりますが、言い回しなどについて事務局の方で一部修正する以外はほぼ全部筆記しております。

また、発言者の表記方法につきましてはお名前を載せるのではなくすべて「委員」という表記で統一させていただきたいと思います。

次に「5. 会議録の確定方法について」でございますが、こちらでお示ししているとおり、まず、事務局の方で案を作りまして、それを委員の皆さんに送付いたします。そこで加筆修正がございましたら事務局の方へ連絡をいただきまして、その内容を修正した上で会長に内容を確認していただきまして署名を

いただくという流れで行いたいと思います。そして確定したものを委員の皆様に送付するような形にさせていただきたいと思います。

最後の「6. 会議録の公表について」でございますが、本序1階の行政資料室及び市のホームページで会議録を公表したいと考えております。

ただいま説明した内容につきましては、前回も同様の取り扱いで進めさせていただいておりますのでこのような形で進めさせていただきたいと思います。

以上よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から会議の運営方法について説明がありました。

会議の運営方法について何かご意見、ご質問等がございましたらお願ひします。

議長

それでは、特にご意見がなければ会議の運営方法につきましては、事務局より説明のありました案のとおりとさせていただきます。

続きまして会議次第の6「諮問事項の審議」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それではご説明させていただきます。事前に委員の皆様方に資料1から資料4まで送付させていただいておりますが本日皆様お持ちいただいてますでしょうか。

本日の諮問内容につきましては、先ほど、板倉市長より大山会長へ諮問しましたとおり、教育委員会教育長の給料月額につきましてご審議いただくもので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。

これに伴いまして、一般職であった教育長の身分が特別職となることから印西市特別職報酬等審議会条例第3条の規定により本審議会の委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

はじめに資料1についてご説明させていただきます。こちらは文部科学省より各都道府県知事等に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について通知されたものでございまして、新教育長に関する部分につきまして抜粋したものです。今回の改正につきましては教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであるということです。

改正法の概要及び留意事項につきまして、第一としまして、新「教育長」についての改正法の概要でございますが2ページをご覧願います。

「新「教育長」の任命等」ということで、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとしたこと。また、教育長の任期を3年としたということでございます。

続きまして「新「教育長」の職務及び服務」でございますが、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしたものでございます。

改正前は、教育委員長が教育委員会の代表者で会議の主宰者であり、教育長が具体的な事務執行の責任者で事務局の指揮監督を行うというものであったものが、改正後につきましては教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として、会議の主宰者、具体的な事務の執行責任者、事務局の指揮監督ということで、教育長が2つの役割を持つということになりました。

次に後段の「2 留意事項」としまして、今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしているものでございます。

次の「新「教育長」の任命等」につきましては、現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではないということになります。現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものであったが、新「教育長」は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなり、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法は適用されないということになります。

続きまして4ページをご覧願います。この法律の施行に伴いまして、経過措置が設けられています。内容としましては、この法律の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとしたこと。また、これにより旧教育長が在職する場合に、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧教育長の委員としての任期が満了する日において満了することとなっております。

こちらの経過措置の留意事項としまして5ページに記載しておりますが、現行法の下で任命された旧教育長は、施行の日以後であっても、委員としての任期が満了する日までの間は在職するものとしております。この場合には教育委員会の委員長に係る規定等、現行法の一部の規定がなお効力を有するものとしていることから、委員長の任期が満了した場合には改めて委員長を選任する等、適切な対応が必要であるというような留意事項が掲げられております。

今ご説明しました制度改正につきまして、最後のページに図式になっているものを付けておりますが、「ポイント①教育長」というところをご覧いただくと今回の改正につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置という法の改正でございまして、先ほどご説明させていただいたとおり、新教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表となるということが今回の改正の主な内容でございます。

続きまして資料2をご覧願います。今回教育委員会教育長の給料月額の改正につきまして諮問しておりますが、改正案①につきましては現行の給料月額のまま特別職の期末勤勉率で算出したものでございます。この表の①改正前でございますが、一番右側の給与合計を見ていただくと11,903,220円と

なっております。②の改正後は新「教育長」になった場合にこのままの給料月額でいきますと、給料月額は変わりませんが、期末勤勉手当について改正前ですと教育長は一般職ということで我々職員と同じで期末勤勉手当の率が年間で4.1月分となっています。これが特別職となりますと年間で3.85月分ということになりますとして、年間の給与の合計で見ますと11,692,170円となります。改正前と比較しますと211,050円の減額ということになります。

続きまして改正案②でございますが、こちらは②改正後の給料月額を683,000円としておりますが、この金額につきましては、期末勤勉手当が4.1月分から3.85月分に減る分を賄うために、給料月額をその分上乗せして、年間の総支給額がマイナスにならないような形で設定したものでございます。

こちらの金額で年間の総支給額を計算しますと11,919,033円となりまして、これを改正前と比較しますとプラスの15,813円となります。

今回市長の方から、質問させていただいた内容は改正案①は現行のままの給料月額で、改正案②につきましては期末勤勉手当で減った分を上乗せして年間の総支給額が改正前と同程度になるように設定した給料月額となっております。

続きまして資料3でございますが、千葉県内の各市の教育長の給料月額について平成26年12月1日現在の人口順に並べたものでございます。当市につきましては人口が93,748人ということで順番的には17番目ということになります。こちらはあくまでも参考資料ということでご覧いただきたいと思います。

最後に資料4でございますが、こちらは先ほど市長の方から大山会長へ渡された質問の案文でございます。こちらも参考としてご覧いただきたいと思います。資料のご説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から資料の説明が終わりました。

結構複雑なんすけれども、簡単にまとめてみると、法改正がありまして従来、教育委員長と教育長というのは別々なものであったということですね。それが新「教育長」に統合されて、且つ特別職になるということで、その方の新しい給料をどうするかということを質問されたと理解していますが、その中で2つの案があって、今の旧教育長がいただいている給料月額670,000円をこのまま継続するのかというのが改正案1でございまして、特別職になると期末勤勉手当の率が減りますので、いわゆる年収レベルは保障しましようというのが改正案2であると、こういう理解でよろしいですか。

事務局

はい。

議長

こういうことだと思うんですが、これに関して各委員の方からご意見ご質問がございましたらお願いします。

委員

この資料は一応目を通させていただいたんですがやや不自然に感じるんですね。なぜ不自然に感じるのか説明いたしますが、まず今回新たにこの職に就かれる方はもう決まっているんですか。

- 議長 その辺はいかがですか。
- 事務局 現在の教育長の教育委員としての任期は平成28年9月30日までございます。この任期までは現行の教育長です。そこで教育委員としての任期が終わりまして、次の教育長からこちらは適用になります。従いまして平成28年9月30日までは、教育委員長と今までの教育長が併存してまいります。ですからこの4月から直ちにこの額で適用されるというものではありません。ただ、いつ何時教育長が欠けるということは予想がつきませんので、新しい法律の施行と同時に規定の整備だけはしておくということでございます。
- 委員 ありがとうございます。私がなぜ不自然に感じると申し上げましたのは、給料とか報酬というものは本来その方が遂行される仕事、役職、例えば課長さんとか部長さんとか、その役職に対しての対価という面とそれからもうひとつは極めて属人的な面があると思うんですね。属的な面というのはその方のパフォーマンス、能力、やる気という面の2つの面が加味された上で報酬というのを本来決まるべきものだと私は理解していました。事前に事務局からいただいた資料には、私が申し上げる2番目の点をカバーする情報は一切入っておらないために冒頭の質問をさせていただいた次第です。したがって私はこの情報では不十分であると。これで判断しなさいということであれば不十分であると言わざるを得ない。しかしそういう状況下の中で、なお且つ判断しろということであるとすれば、1番目に申し上げた役職に対して世間一般常識的に考えて大体いくらぐらいでしょうねという点でしか判断できない。つまり添付いただいた資料3では、言葉は悪いですが横並び、世間並みという判断しかできないと思います。
- 議長 今いただいたご意見は、報酬というのはもともとある役職に対して与えるもの、プラスその人の能力というもののトータルで決まるものだというご意見でございますが、それに関して今回の資料ではその辺の説明が不足しているのではないかというご意見だったと思いますが、今回の新「教育長」の仕事の内容は旧教育長に比べてどういう風に増えるのか、あるいは同じなのかということを事務局からもう少し説明をしていただければと思います。
- 事務局 これまでの教育長は事務局の事務を統括しておりましたが、教育委員会を代表してはおりませんでした。教育委員会を代表するのは教育委員長ということで、教育委員の会議を招集し、教育委員会議を主宰します。教育委員会が教育長以下を指揮監督して教育行政を行っていく中で、教育委員長が教育委員会を代表しております。新「教育長」は教育委員会を代表し、教育委員の会議を招集し、教育委員会議を主宰するという役割、対外的には代表として、それから今までどおり教育委員会の事務を統括するという2つの役割を一本化するということで、新しい教育長はそういう職責、責任が重くなります。先ほど説明がありましたように新法では教育長が教育委員会を総理するというような表現になっております。普通でいけば平成28年10月1日以後に適用される新しい教育長からなるわけでございますが、現在2人で行っているものが1人になるもので職責等につきましてもそのように変わるものでございます。

- 議長 ただいま事務局より説明がありましたが、従来やられていた教育委員長の仕事も含めて新「教育長」の仕事になるという説明がありました。
- 事務局 若干補足の説明をさせていただきます。ただいま説明しましたとおり新「教育長」は単純に責任が重くなると考えていただいて結構です。先ほどのご質問の件についてでございますが、法改正により教育長の身分が一般職から、市長、副市長と同じ特別職という立場になります。その職責に見合ったパフォーマンスによって報酬が前後するかといいますと、私ども行政機関の責任者の報酬や給与というものにつきましては、市民の税金で賄われております。市民の税金を報酬なり給与としてお支払いする時は条例で規定しますので定額となっています。従いましてパフォーマンス次第でその金額が上下する、変動するということはございませんので最初のご質問につきましてはそういう制度になっているということでご理解をいただきたいと思います。
- 議長 ただ今の説明についていかがですか。
- 委員 ちょっと驚きました。ただ先ほどご説明いただいた資料2の中で、今回調整するのはステータスが変わって、従来出ていた期末勤勉手当が減額となるということですが、期末勤勉手当というのはボーナスのことですか。
- 事務局 はいそうです。
- 委員 ボーナスというのは決まっているんですか。パフォーマンスによらないんですか。
- 事務局 そのとおりです。特別職につきましては固定制となっています。一般企業であれば成果が出れば莫大な報酬が支払われることはおっしゃるとおりでございます。利潤が上がってその社の業績が増えればそれに見合って相当なものが支給されることは一般常識でございますが、私どもの給与形態はそのようになってしまっておりませんのでそれを前提にお願いしたいと存じます。
- 委員 それは印西市だけの話ですか。それとも日本全国すべてそういうことですか。
- 事務局 日本全国すべてそのようになっています。
- 委員 我々職員とは立場が違いますので、職員は成績によって多少上下いたします。ということは特別職についてはインセンティブはいらないという風に理解しているということですね。よくやった人に対してはより払おうという風になりませんよね。
- 議長 そうすると誰が決めるかとか、また色々と議論が出てきてなかなか難しいところがあると思いますね。ただ残念ながら現在はそのような形ではなく固定されているということです。
- 委員 わかりました。
- 議長 何か他のご意見はございますか。
- 委員 我孫子市が低いのは財政力の問題ですか。財政が悪くなったら下げるということなんでしょうか。
- 事務局 先ほど給与、報酬につきましては条例で規定すると申し上げましたが、条例というのは皆様もご存じのとおり議会において議決されなければその効力は発生いたしません。従いまして市長は公選の身分ですが、議員も公選の身分です。

地方公共団体を動かすために両方のシステムの間で市民の両代表者がお互いの権能をおののがある意味監視しながら、市民の意向が反映された条例に基づく行政執行がなされます。市民の代表者によって提案されて、また市民の代表者によって議決決定されなければ実際その報酬を支払うことができませんので、色々なご事情があつて各自治体によって差は生じます。横並びのように見えて横並びでない。お隣の自治体と比較すると格差があるということは現実この表が表しているとおりでございます。ただその報酬額や給与額決めるのはそういう全国統一の法に基づくルールによってなされていますのでその内容については他の自治体がどういう風にその金額を決めたのか、また納税者である市民がどう判断してどう評価しているかについては各市で異なりますのでご理解いただきたいと存じます。

議長 他にご質問等はございませんか。

私は質問するのも変ですが、新「教育長」が特別職になられるということでこの報酬等審議会が開催されているわけなんですけれども、各市も同じような動きをされているんでしょうか。

事務局 特別職の報酬につきまして審議会へ諮問するというのは他市も同じような状況であると思われます。県内の全市を確認しているわけではございませんが、今回改正の条例を出すという市についてはそういった作業をした上で議会に上程するという回答をいただいております。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 私は67万円の現行の金額がどのように決められて、どう正当性があるのかは今の資料だけでみると人口規模によるものでしか分らないので何とも言いようが無いんですけども、67万円という金額がすでに市民の皆さんに認められた数字だということで、その年間の給与額を維持するということであれば、ひとつの見解ではあるのかなという風に思います。

議長 年間の給与額をということであれば、改正案2ということですね。

委員 ただ、67万円の根拠といわれても分りませんので、この金額がすでに市民の皆さんに認められているのであれば、職責も重くなるので現行の年間の金額を維持するということで特段問題はないのではないかという意見です。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 先ほどご意見を伺っていてなるほどと思ったんですが、改めて考え方が色々必要なんだなと思いましたお伺いしますが、例えば印西市で、または他の自治体でも構いませんが大きな成果を上げた時に、その方またはその部署に特別な報酬またはご褒美みたいなものが与えられる例はあるのでしょうか。

事務局 特別職につきましては先ほどご説明しましたとおり固定となっております。職員につきましては基準が定められておりましてその中で、期末勤勉手当が支給される時期に勤務評定というものを行います。その勤務評定の中で評定が良い職員がいれば悪い職員もありますのでその中で上限を設けまして期末勤勉手当を支給するということで条例にも規定しております。

委員 つまり一定のラインにおいて評価が加わると若干高くなる人と低くなる人が

いると。その上下についてはある程度の基準があってそれ以上には増えたり減ったりしないということですね。そういうことは分っているんですけども特別に市長が本当に良くやったと。印西市が全国の統一学力テストで1位になったと。素晴らしい教育委員会の取り組み、各学校現場の取り組みであったと。についてはリーダーの教育長に50万円、100万円の特別報酬を払おうじゃないかというような例は今までに日本全国の自治体の中であったのかどうか。

- 事務局 それはあり得ません。
- 委員 例えはご褒美の形でお酒一升とかそういうものもありますか。
- 事務局 それを市長がやってしまうと寄付行為になりますのでそれは違法になってしまいます。
- 委員 財源の中からそれを特別に出すということもこれは議会を通さなければならないということになりますか。
- 事務局 はい。
- 委員 分りました。
- 議長 色々なご意見が出ていますが、その他にご意見等はございますでしょうか。今具体的な案としましては、現行の67万円というものが認められているのであれば、年収レベルで保障する案でよろしいのではないかというご意見が出ていますがいかがでしょうか。
- 事務局 若干説明させていただきます。今出ております67万円という額は、平成15年1月からの額でございますのでこれは市民に定着しているのかなという認識は持っております。
- 委員 平成15年1月からずっとこの金額ですか。
- 事務局 はい。
- 議長 他の委員の方はいかがでしょうか。
- 委員 私も総額で現在の額を維持するという案に賛成です。
- 議長 ただいま、総額で現在の年収を維持する「改正案2」に賛成するというご意見がございました。
- 色々な意見をいただきまして、特に何か成果を上げたら特別職に対しても何か新しいボーナスをあげたら良いのではないかというご意見がありまして私も納得するところはありますが、それはここでのテーマではございませんので別の機会にもし市長さんに会ったときにお話しをさせていただきたいと思いますが、改正案につきましては、具体的に2名の方から年収レベルで保障するという形でよろしいのではないかというご意見がございました。
- 改正案2の方で答申するということでよろしいでしょうか。

(「賛成です。」という声)

- 議長 それでは審議会の答申の方向性としては、教育長の給料月額については、「改正案2」の68万3,000円としたいと思います。
- また、答申理由につきましては、本日の審議内容を事務局で整理していただいて皆様に答申案をご確認いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声)

議長 続いて具体的な市長への答申について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 市長への答申につきましては後日大山会長と日程を調整いたしまして市長の方へ答申を行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明のありましたとおり、市長への答申につきましては、会長が行うこととし、日程については後日事務局と調整を行うこととします。

また、答申書の写しを事務局より各委員へ送付するということでご異議ございませんか。

(「異議なし。」という声)

議長 その他に全体で何かございますでしょうか。
無いようですのでこれで審議会を終了いたします。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

平成27年1月9日に行われた印西市特別職報酬等審議会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

印西市特別職報酬等審議会会長

大山実